

取市発第540号  
令和3年3月4日

取手市議会感染症対策会議  
座長 齋藤久代様

取手市新型コロナウイルス感染症対策本部長  
取手市長 藤井信吾

取手市議会感染症対策会議からの提言について（回答）

令和3年2月17日付け取議発第132号にて求めのありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

## 提言事項

---

1. シフト減パートアルバイト従事者へ支援策の周知・広報をすること。

（提言に至る背景や経過）

シフト減パートアルバイトの方で、自分が「休業手当」や「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を受け取れる対象であることを知らない人が多くいることから市として制度利用促進のための広報に力を入れるべきと考える。雇用主によって申請が難しい場合も考えられる。事業主に向け、雇用調整助成金を使った休業手当の支給の啓発、支給対象者への周知としてHP等で休業支援金制度の案内を掲載する等の手立てを講じること。

<回答>

シフト減パートアルバイト従事者への支援策の周知・広報につきまして、市ホームページに「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口、休業支援金・給付金、雇用調整助成金」情報を掲載いたしました。また、広報とりで3月15日号におきましては、関連情報を掲載する予定になっております。

当該制度は国の制度であるため、厚生労働省や都道府県労働局が相談や申請を受け付ける窓口となります。休業支援金や給付金は、時短営業などで勤務時間が短くなった方や、シフトの日数が減少した方も対象になりますが、就労実態や支給額の算定等、個々の状況に応じて取扱いが異なる可能性がある

ため、まずは特別労働相談窓口にお問合せいただくようご案内しております。また、雇用調整助成金制度は、商工会が会報等を通じて事業者への周知に努めており、個別に相談対応や社会保険労務士を紹介しております。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症対応の支援等について、労働局や商工会と連携を図りながら市民や事業者の方への情報提供に努めてまいります。

**【産業振興課】**